

発委第3号

三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条及び会議規則第14条の規定により提出します。

三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

令和7年3月4日 提出

提出者 三宅町議会 議会運営委員会

委員長 池 田 年 夫

三宅町議会会議規則の一部を改正する規則

三宅町議会会議規則（令和元年１２月三宅町規則第８号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 第1章 総則(第1条―第13条)
- 第2章 議案及び動議(第14条―第20条)
- 第3章 議事日程(第21条―第25条)
- 第4章 選挙(第26条―第35条)
- 第5章 議事(第36条―第49条)
- 第6章 発言(第50条―第64条)
- 第7章 委員会(第65条―第77条)
- 第8章 表決(第78条―第88条)
- 第9章 請願(第89条―第95条)
- 第10章 秘密会(第96条・第97条)
- 第11章 辞職及び資格の決定(第98条―第101条の2)
- 第12章 規律(第102条―第109条)
- 第13章 懲罰(第110条―第116条)
- 第14章 公聴会(第117条―第122条)
- 第15章 参考人(第123条)
- 第16章 会議録(第124条―第127条)
- 第17章 全員協議会(第128条)
- 第18章 議員の派遣(第129条)
- 第19章 補則(第129条の2―第130条)

附則

第9条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第32条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第85条中「第32条」を「第32条第1項から第3項まで」に改める。

第11章中101条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

- 第101条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第16章を第19章とし、第15章を第18章とし、第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加え、第122条を第130条とし、第121条を第129条とし、第120条を第127条とし、第119条を第126条とし、第118条を第125条とし、第117条を第125条とし、第116条の次に次の7条を加える。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手續）

- 第117条 議会が、法115条の2（公聴会及び参考人）第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 議長は、前項の議会の議決があつたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

- 第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

- 第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2(公聴会及び参考人)第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条(公述人の発言)、第121条(議員と公述人の質疑)及び第122条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

第16章の次に次の1章を加え、第127条の次に次の1条を加える。

第17章 全員協議会

(全員協議会)

第128条 法第100条(調査権)第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19章中第130条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第129条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において

文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条、第91条第1項、第92条第1項及び第125条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の

電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第129条の3 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する

（提案理由）

地方自治法の改正に伴う標準町村議会委員会条例（「標準条例」）の改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うこと、また、標準条例との整合を図るため、本規則を提出するものである。

三宅町議会会議規則（令和元年 1 2 月三宅町規則第 8 号）の一部を改正する規則新旧対照条文

改 正 案	現 行
目次 <u>第1章 総則(第1条—第13条)</u> <u>第2章 議案及び動議(第14条—第20条)</u> <u>第3章 議事日程(第21条—第25条)</u> <u>第4章 選挙(第26条—第35条)</u> <u>第5章 議事(第36条—第49条)</u> <u>第6章 発言(第50条—第64条)</u> <u>第7章 委員会(第65条—第77条)</u> <u>第8章 表決(第78条—第88条)</u> <u>第9章 請願(第89条—第95条)</u> <u>第10章 秘密会(第96条・第97条)</u> <u>第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第101条の2)</u> <u>第12章 規律(第102条—第109条)</u> <u>第13章 懲罰(第110条—第116条)</u> <u>第14章 公聴会(第117条—第122条)</u> <u>第15章 参考人(第123条)</u> <u>第16章 会議録(第124条—第127条)</u> <u>第17章 全員協議会(第128条)</u> <u>第18章 議員の派遣(第129条)</u> <u>第19章 補則(第129条の2—第130条)</u> 附則	目次 <u>第1章 総則(第1条—第13条)</u> <u>第2章 議案及び動議(第14条—第20条)</u> <u>第3章 議事日程(第21条—第25条)</u> <u>第4章 選挙(第26条—第35条)</u> <u>第5章 議事(第36条—第49条)</u> <u>第6章 発言(第50条—第64条)</u> <u>第7章 委員会(第65条—第77条)</u> <u>第8章 表決(第78条—第88条)</u> <u>第9章 請願(第89条—第95条)</u> <u>第10章 秘密会(第96条・第97条)</u> <u>第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第101条)</u> <u>第12章 規律(第102条—第109条)</u> <u>第13章 懲罰(第110条—第116条)</u> <u>第14章 会議録(第117条—第120条)</u> <u>第15章 議員の派遣(第121条)</u> <u>第16章 補則(第122条)</u> 附則

改 正 案	現 行
(会議時間) 第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> 4 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (開票及び投票の効力) 第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 4 <u>投票の効力に係る法第108条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (選挙規定の準用) 第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条(議場の出入口閉鎖)、第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票)、第31条(投票の終了)、第32条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第33条(選挙結果の報告)第1項、第34条(選挙に関する疑義)、及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。	(会議時間) 第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (開票及び投票の効力) 第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙規定の準用) 第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条(議場の出入口閉鎖)、第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票)、第31条(投票の終了)、<u>第32条(開票及び投票の効力)</u>_____, 第33条(選挙結果の報告)第1項、第34条(選挙に関する疑義)、及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

改 正 案	現 行
<u>等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</u> <u>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u> <u>（公述人の発言）</u> <u>第 120 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u> <u>2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u> <u>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u> <u>（議員と公述人の質疑）</u> <u>第 121 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u> <u>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u> <u>（代理人又は文書による意見の陳述）</u> <u>第 122 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u>	

改 正 案	現 行
<u>第 15 章 参考人</u> <u>(参考人)</u> <u>第 123 条 議会が、法第 115 条の 2 (公聴会及び参考人)第 2 項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u> <u>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> <u>3 参考人については、第 120 条(公述人の発言)、第 121 条(議員と公述人の質疑)及び第 122 条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</u> (会議録の記載事項) <u>第 124 条 (略)</u> (会議録の配布) <u>第 125 条 (略)</u> (会議録に記載しない事項) <u>第 126 条 (略)</u> (会議録署名議員) <u>第 127 条 (略)</u>	(会議録の記載事項) <u>第 117 条 (略)</u> (会議録の配布) <u>第 118 条 (略)</u> (会議録に記載しない事項) <u>第 119 条 (略)</u> (会議録署名議員) <u>第 120 条 (略)</u>

改 正 案	現 行
第 17 章 全員協議会 <u>(全員協議会)</u> 第 128 条 法第 100 条(調査権)第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、<u>全員協議会を設ける。</u> 2 <u>全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u> 3 <u>全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> (議員の派遣) 第 129 条 (略) <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> 第 129 条の 2 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u>	(議員の派遣) 第 121 条 (略)

改 正 案	現 行
<u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u> <u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条(日程の作成及び配布)、第91条(請願文書表の作成及び配布)第1項、第92条(請願の委員会付託)第1項及び第125条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u>	

改 正 案	現 行
<u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u> <u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録による作成等）</u> <u>第129条の3 この規則の規定（第29条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第85条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に</u>	

改 正 案	現 行
<u>係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> （会議規則の疑義） <u>第 130 条</u> （略）	（会議規則の疑義） <u>第 122 条</u> （略）

